

## 近代〈安宅〉論議と地域伝承史

—「鳴るは滝」名所化への視線—

西村 聡

### 一 三好保弘「謡曲安宅考」が書かれた頃

金沢市立玉川図書館藤本文庫に「謡曲安宅考」と題する稿本が蔵されている。三好保弘の著を文庫の主、藤本純吉（観世流太鼓方御手役者藤本家の八世。明治維新後の本業は医師、尾山病院長を務めた）が書写した旨、文庫の目録に記してあり、野のある紙に三十八枚、適宜詞章を区切って、詳細な考証を連ねて行く。末尾には、

戸水信義談「謡曲安宅異同弁」

和田尚軒「謡曲安宅異同弁に就きて」

栗田青雲楼「〔安宅〕に於ける口碑と史蹟」

関卒願歩「安宅の口碑伝説に就て 修正補遺と古人の句」

の四編の新聞記事（紙名・発行日ともに不記）の切り抜きを合綴している。

戸水と和田の文章は、明治四十四年（一九一〇）、金沢で創刊された能楽雑誌、『能楽時報』の第十五号（明治四十五年六月）の「時報」

欄にも転載され、和田稿の終わりには転載元を北國新聞と明記している。（注1）続く第十六号（七月）には、同じく「時報」欄に久米邦武「歴史を題材とする謡曲の価値——放談会の所論を評して安宅の価値に及ぶ——」（『能楽』第十卷第六号、同年六月。後に『久米邦武歴史著作集第五卷』（吉川弘文館）に収録）を「安宅の価値」と改題の上、その梗概を掲載し、「応問」欄で「安宅の価値」と題して、久米の論を批判する記事を組んでいる。

久米の論旨は記者が言うような「能楽安宅を以て演劇勸進帳の余慶を受くるなりとする」ことではなく、成立時における「時代の要求」を考察し、維新後に梅若実が〈安宅〉を、そして市川団十郎が〈勸進帳〉を頻りに演じて、共に「昔日の盛況」を取り戻した理由を分析することにあつた。〈安宅〉と〈勸進帳〉の優劣を論ずる前に、久米にとっては維新後の「時代に適しないもの」の成功が関心事であつた。はたして久米の断ずるように、「醇乎たる芸術たり得ない、糟粕だらけ」の〈安宅〉であるのか、その「価値」は久米の視点と

は別の視点からも検証すべきであろうし、たとえば『能楽』第三巻第四号（明治三十八年四月）掲載の西岡逾明「謡曲の真理 安宅」

は、「此安宅ノ一曲ハ。往昔ヨリ最モ能ク。世上ニ歓迎セラレ。亦最モ能ク。世上ニ貴重セラレキ。」とその人気を認めつつ、世人が往々にして「歴史的ノ見解ヲ以テ。之ヲ研究ス」るゆえに、「真理ノ趣味ヲ咀嚼シ能サル」傾向にあり、自分は「文学的ノ眼ヲ以テ。見解ノ劣ヲ取ル」として、「作者ノ苦心」に迫り、その達成を称揚している。

能の〈安宅〉と歌舞伎の〈勧進帳〉の両作品の人気は、明治十二年四月の前田利嗣邸行幸啓における前者、二十年四月の外相井上馨邸行幸啓における後者の上演に象徴される。明治天皇の御前で〈安宅〉を舞う旧加賀藩十三代藩主前田齊泰の名誉は錦絵「前田家繁栄之図」に描かれて喧伝し（注2）、演劇改良の推進に貢献した井上邸での〈勧進帳〉ほかの上演は歌舞伎天覧の嚆矢となった（明治天皇紀）。共に「昔日の盛況」を取り戻す上で記念碑的な事件、番組である。

この時、前田齊泰は実際には〈張良〉を演じて叡覧に供し、〈安宅〉延年之舞は後日の皇后・皇太后行啓能で演じたのであったが（佐藤芳彦『続・九段下より』〈わんや書店、昭和五十七年（一九八二）十一月〉に番組を掲載し、解説を施している）、「前田家繁栄」を描く錦絵の図柄としては、齊泰の〈安宅〉こそ天覧にふさわしいと考えられたのであろう。〈安宅〉は屈指の人気曲、しかも秘伝扱いの延年之舞の小書（注3）がついて、舞台はかつて齊泰が藩主として君臨した加賀の地とあっては、それも自然な発想と思われる。

さて三好保弘著の「謡曲安宅考」は、次のように書き出されている。

安宅ノ関ノ事ヲ世ニ唱フルニ至リシハ謡曲ニ作リシニ始ル。ソレヨリシテ又之ヲ芝居ナドニ演シ以テ世上ニ安宅ノ事ヲ普ク知ルニ至レリ。已ニ昨年四月井上伯ノ邸へ臨幸ノ時安宅ノ演劇ヲ叡覧ニ供セリ。又其詞ニ就テ評論ノアリタル事モアリ。爾来安宅ノ事ニ就テ余質問ヲ受シトモアリ。（私に句点を付した）

ここに「昨年四月井上伯ノ邸へ臨幸ノ時安宅ノ演劇ヲ叡覧ニ供した」というのは、先に述べた明治二十年の歌舞伎天覧を指すことは疑いなく、したがって「謡曲安宅考」の執筆は明治二十一年であることが明らかになる。天覧を契機に「安宅ノ演劇」への関心が高まったらしく、「其詞」をめぐる評論が行われたり、著者の三好が質問を受けたりした。能の〈安宅〉と歌舞伎の〈勧進帳〉は詞章の共通する割合が大きいから、安宅の関がはたして実在したか、場所はどこかの議論をはじめとして、〈勧進帳〉への質問に答えるには、そのもとなつた〈安宅〉の詞章への言及が不可避のこと、そうして注釈的解説を積み重ねた結果が、「謡曲安宅考」の形にまとまったと言えるかも知れない。

なお、藤本純吉が「謡曲安宅考」の末尾に貼り付けた新聞記事の内、栗田青雲楼の文章は、『能楽』第十七巻第一号（大正八年（一九一九）一月）に「花の安宅の伝説と俳句に現はれたる関の感じ」と題して発表された文章と重複する部分が多い。新聞記事の終わりに「本稿の伝説三件と根上松の伝話とは、郷土史に熱中せる俳人阿

美顧歩氏の蒐集に係るものを骨子とした」との断りを添え、また関卒顧歩の文章にも、粟田に向けて、「零細なる談屑を澆刺たる靈筆に依て、多年敬愛せる「北國」の紙上を籍て汎く江湖へ紹介して下さった今回程有難く感じた事は無い」と謝辞を呈し、その上で「先日御話し申した安宅の口碑伝説の中にも、二三誤解を招けりと思はるゝ点もあり又脱漏したる節もあり」、「修正補遺」の筆を執ることにすると述べている。

安宅の関の番兵（関卒）を自称する顧歩は、「安宅の口碑伝説」を粟田（顧歩の「小舞子の方へ寝るにも足を向けませぬ」という謝辞から見て小舞子の人らしい）に語り、語り忘れたことや語り違えたことの少なくないことに、粟田の文章を読んでから気づき、「修正補遺」の寄稿を思い立った。粟田の方でも、顧歩から聞いた「古人の句」を加えて、全国誌の『能楽』に右の題で再発表した。間もなく顧歩の寄稿に接し、顧歩稿の「八雲御抄」・「勝楽寺」・「住吉神社の絵馬」部分の記述を踏まえた「続「花の安宅」の事」を、「拙稿の各項に関して修正すべき事や伝説の追加が現はれて来た、依て補遺とも云ふべき続章を試むる次第である」として、二カ月後の『能楽』に発表している。

粟田稿掲載の『能楽』の発行年から推して、大正七年から八年にかけて、安宅の関近くに住む文人たちの中で、「安宅の口碑伝説」をめぐるこのような応酬があったことが知られる。明治四十五年に発表された戸水・和田の両稿は、〈安宅〉の素材となった作品・史書をめぐる議論であったが、それらは〈安宅〉の注釈史上の論点でもあ

り、そうした関心が根強く続くことで、地元の伝承を採取する動きにつながったようである。

## 二 明治三十六年『能楽』誌の〈安宅〉小特集

明治三十五年（一九〇二）七月に東京で創刊された月刊誌の『能楽』では、創刊二年目の第十八号（明治三十六年十二月）に〈安宅〉の小特集を組んでいる。

大和田建樹「謡曲講義 安宅」（次号へ続く）

金沢臥月「安宅の事蹟に就て」

如水生「能の見様謡の聞様 安宅」

のほか、「文苑」欄には豊兔「安宅雑詠」、未央「安宅雑詠」、潯陽「謡曲安宅」などの句を掲載している。

大和田稿は明治二十五年の『謡曲通解』八冊（博文館）、四十年の『謡曲評釈』九冊（同上）の中間に位置する連載であり、『能楽』誌の発行兼編集者、如水池内信嘉の稿は小特集の曲ごとに舞台の展開を追い、謡・舞・演出の要点を解説する、これも連載記事である。

金沢の人、臥月の寄稿も池内編集の第一次『能楽』（大正十年（一九二一）まで）の十八巻中、その初期の数年に十編を数え、臥月は寄稿者の常連と言つてよい。そうなった発端は、第八号掲載の茂山本に基づく〈翁〉の解を読み、架蔵の本と異なるとして、その写しを送付したのが、書簡と共に第十号に掲載されたことにある。書簡によれば、「小生事嘗而能楽を好み何一つ習得せし事は無く候得共御

刊行之能楽雑誌を当初より拝読し居り解せざる廉万々あれども又発明する処も尠からす能の見様謡の聞き様等恰も左右に接して御教授を受けるの思ひを起す次第に候折も候得は東上御教授を仰く事もあらん乎と眺望仕候」という熱心な読者であった。寄稿の対象は、地元を舞台とする〈安宅〉〈実盛〉等にとどまらず、〈隅田川〉〈加茂〉〈頼政〉などにも及んでいる。

その臥月が「安宅の事蹟に就て」の題のもとに草した本稿は、「安宅の事歴は三洲志を以て最も考証詳細を極む」として、富田景周著『越登賀三州志』の所説を抄録、再構成している。臥月独自の私見というより、景周説を臥月なりに要約したと見るべきであろう。義経一行の奥州潜行の経路は、臥月の言のとおり、「隠見出没殆んど端倪すへからざるを以て、是れを探る事甚た困難」、鎌倉幕府の『吾妻鏡』にも、「日来所々に隠れ住み、度々追捕使の害を通れ訖んぬ、遂に伊勢、美濃等の国を経て、奥州に赴く、(中略)妻室男女を相具す、皆姿を山臥並びに児童等に仮ると云々」(岩波文庫本による)としか把握できていなかったが、いつの間にか富樫泰家が安宅に新関を構え、義経一行を見咎めながら通行を許したとの伝説が定着した。それにはほかならぬ〈安宅〉の創作があずかつて決定的であったろう。しかし創作の根拠となる「史実」を求めて、安宅の関の在否や位置、義経一行の潜行経路をめぐる詮索が種々盛行したのである。

臥月の要約では『義経記』と『続本朝通鑑』を引き、共に弁慶が単身、富樫の館に赴くことに着眼して、古く北陸の街道は越の長浜といつて海岸を通り、潮津・篠原・安宅・比楽・宮腰・大野などが

その順路、安宅に関があったことは『八雲御抄』の記載に証されるとしている。さらに、『三州名跡志』にいにしえの関跡は今、二三里の海中にあり、百年前までは松の古木などもあったとするが疑わしく、また『本朝通記』に加州富樫に関を構えて義経を待つとあるのも、富樫は置関の地ではなく、一国の守護職が関守となるのは道理に外れると批判する。

このあたりは、『越登賀三州志』の次の記述(小字割注部分)を踏まえている。

按ずるに、古此の浜北国街道也。故に此の処に新関を置くか。安宅関名は八雲御抄にも見ゆ。関跡今不詳。三州名跡志に、古の関跡二三里海中に在りて、百年前までは松の枯木など有りしと。尤も妄誕論なし。本朝通記には、加州の富樫に関を構へて義経を待つとあり。但し富樫は石川郡の郷名、風土記・和名抄等に見えたり。今は庄名となる。此の郷置関の地に非ず。(中略)按ずるに、泰家は加賀關州の守護也。然るに関吏の如く関所に在りて、山伏と坐を列ぬ、まのあたり論談するの理義あらんや。

(引用は昭和八年(一九三三)、石川県図書館協会刊の『重訂越登賀三州志』による。)

続けて、弁慶が義経を打擲するのも、『義経記』では越中如意の渡り(小矢部川)でのこと、安宅の関ではあとかたもない。しかし義経が北陸を通過して奥州へ落ちたのは「事実なるべく」、そうすると海岸の順路を経て越中へ入ったか、もしくは能登へ至り、船で越後に渡ったかとして、臥月は能登の口碑を数点列挙しているが、すべ

て『越登賀三州志』のつぎはぎである（「事実なるべく」のみは臥月の言葉であるが、景周もその「事実」を疑うふうには見えない）。

ただし『越登賀三州志』の小字割注は景周の言葉（「景周按ずるに」で始まる）と後人の増補が混在していて、注意を要する。右に引用した部分でも、景周没（一八二八）後の安政二年（一八五五）に書かれた村上生庸『三州名跡志』の説が挿入されている（明治十六年（一八八三）刊の益智館版でも同様である）。もっとも安宅の関「海岸沈降説」は、早く五代加賀藩主前田綱紀の頃成立した『加能越金砂子』を「元祖」とし（石川県図書館協会刊の同書解説〈執筆は日置謙〉）、景周原著かとされる『加能越三州地理志稿』にも同説に言及がある。

『越登賀三州志』に拠って能登の口碑を略述した臥月は、

河北郡談議所村に鳴和の滝あり、義経の旧蹟と称すれとも謡曲にちなみて附したる者にして其通路とも思はれず

と記し、現金沢市の伝承地、鳴和の滝を取り上げ、義経一行は海沿いの順路を行ったとする立場から、〈安宅〉に因んだ附会の説として退けている。

しかし臥月がことさら否定の筆を執ったのは、附会の説がそれだけ流布していたことを物語る。臥月稿の掲載された『能楽』第十八号の口絵を、「富樫街道の図」、「安宅浦川口の図」と共に、「なるは滝の図」の写真が飾っている。そして冊尾には次のような「説明」がなされている。

○口絵富樫街道は加賀国江沼郡柴山村附近にして今猶旧道の跡

を存し往古義経等の通行せしと称する地なり

○全安宅浦は同国能美郡安宅町の北にありて梯川の落口なり地方の口碑によれば旧関所の跡は今海中に没せりとの説あれ共富樫街道の跡より考ふれば此所こそ正しく関所の跡なるべしと

○全なるは滝は金沢市春日町中程より三町計りの山中にあり古昔義経主従関所を逃れ此所に休息せし古跡なり近時夏時は納涼客多しと云ふ（注4）

以上、三葉の写真は子爵前田利鬯の寄贈によるとのこと。利鬯は斉泰の七男で旧大聖寺藩主（第十四代）、錦城能楽会を主導し、明治十二年の前田利嗣邸行幸啓能でも両日、シテを勤めている。錦城能楽会を設立した翌年（三十五年）には、大聖寺江沼神社で菅公一千年祭を執行し、自ら〈安宅〉延年之舞を演じて奉納したこともある。旧藩ゆかりの〈安宅〉に寄せる愛着が提供させた写真と言えよう。

「説明」の文言も当然、利鬯の意向を反映するであろうが、富樫街道を見る目が「往古義経等の通行せしと称する地なり」とやや距離を置く感を与え、安宅浦も海中沈降説と比較した選択が主張を穏やかに見せるのに対して、「なるは滝」の説明において「此所に休息せし古跡なり」と言い切ったあたりは、同じ号で臥月が附会説を退けているだけに、その姿勢の不一致が注目される。

### 三 「鳴るは滝」伝承の起源と変遷

富田景周の『越登賀三州志』では、能登の義経伝承を列挙した後、

『義経記』における潜行経路をたどり、義経らが富樫の館を避けて宮腰へ赴いたとするが、続く小字割注には次のように記している。

白山以下地名。在石川郡。金沢春日社地。今有小瀑。於此辺。

弁慶喜安宅閑無恙踰。設酒宴醉舞。歌那留波瀑水。此事載北国

巡杖記者而上木。又白石紳書。富樫介為義経設酒宴於春日山云。

然考義経記文義。義経不経過金沢。則此説後人自演劇曲辞為附会者。並不足取。

《金沢春日社（小坂神社のこと）の地に今、小さな瀑（滝）があり、この瀑のほとりで、安宅の閑通過を喜び、弁慶が酒宴を設けて酔舞した折、「那留波瀑水」を歌った。『北国巡杖記』にそう書いて出版されているし、『白石紳書』には富樫介が義経のために春日山で酒宴を設けたという。しかし『義経記』の文章に照らして、義経は金沢を通つてはいないから、この説は「演劇」の詞章による附会の説（注5）であり、取るに足らない。》

と述べて割注は、春日山酒宴説を記載した文献を二点挙げて、『義経記』に見える経路を根拠に伝承を否定している。ただ、ある文献が伝承を記載したからといって、その著者が伝承を肯定するとは限らない。まず新井白石の『紳書』（宝永二年（一七〇五）成る）には、順元云三十年計り以前に加州へ残月といふ六十斗りの老僧来りて加州城下の犀川と今一ツの川（傍注「アサノ川也」）の東西に流れしを見て「昔は此水南北へ流れしかくは流れざりし」といふ事より起りて城下の春日山といふを見て「此山にて義経を富樫が酒宴せし事こそ有つれ。あたかの閑より跡を追ひ己が館の

山にて酒宴したりき。昔ものがたりに判官殿十二人の作り山伏にて通られしなどいふ事跡かたなき事也。その時こゝを通られしにも百四五十人計りの人数にてありつる也。」といひき。〔新井白石全集〕第五巻により、私に句点と「」を付した。）

とあって、確かに春日山酒宴説が記載されているものの、それは残月と名乗る流れ者が語り始めたことで、右の引用部分に続く後半の文章を読めば、話題の提供者である坂井順元にとっては、残月の説の信憑性以前に、松脂を食して仙人を気取る、その胡散臭さが印象に残つたらしい。批判の言葉こそ差し挟まないが、残月が常陸坊海尊を自称したくだりなどは、順元の冷静な筆致がその姿勢をうかがわせ、「伝説」創作の罪は『紳書』ではなく、残月に帰すべきことは明らかである。

残月は安宅の閑を通過した義経一行の人数を實際は百四五十とし、「昔ものがたり」の十二人説を「跡かたなき事也」と打ち消している。その「昔ものがたり」とは、十三人説の舞（富樫）でも、十六人説の『義経記』でもなく、「判官殿十二人の作り山伏となつて」の詞章を持つ（安宅）を指すと考えてよい。酒宴自体が唯一、（安宅）の結構であり、残月は（安宅）を強く意識して、その人数説を否定し、酒宴の場所を春日山に特定することで、あたかも酒宴を見たかのような実説を装った。

一方、金沢の俳人、鳥翠台北丞著の『北国奇談巡杖記』（文化四年（一八〇二）刊）には「鳴はの滝」の一項を設けて、

鳴はの滝は、河北郡春日の社境にあり。いにしへ源伊予守九郎

義経、肖山伏となり、奥へわたりたまふける時、富樫の某、頼朝の命に随ひ、同国の安宅浦に新関を建て、毎日山伏を止めけるに、武蔵坊弁慶が忠謀の厚きことを感じ、富樫が情にて落しぬ。抜群に逃伸て卯辰山古毘沙門の社地にかゝり、今は心のまゝなればと鈴掛を脱て傍の松がえにかけたまふと、今に一本松とて古松一樹あり。さてしばし下りて、春日の宮の伏おがみ過給ふに、富樫酒肴を携へきたりて、此滝の平岩に円居して、さて酒宴をなし、讒者のため、かゝる御身をしのばせたまふことの、いたはしさよと、懇にもてなしける。弁慶一曲を奏で、鳴は滝の水とうたひしより、今にかく呼ぶとぞ。今の所はいにしへの旧跡にあらず、此奥に旧地あり。忠臣等猶も此行末いかゞせんとつどひて、談合せしゆゑ、談義所といへり。又あたかの関は、星霜つもりて、今ははるか沖とぞなりにける。(引用は『日本隨筆大成』第二期第九巻による。(注6))

と記述している。

残月の語る春日山酒宴説には「鳴るは滝」への言及がないが、酒宴の場がなぜ春日山かと問えば、そこに「鳴るは滝」があるからという答えが返ってきたことであろう。一本松や談義所の由来は『北国奇談巡杖記』頃に至つての後人の付加であるにしても、そもそも春日山酒宴説の端緒は、(安宅)の弁慶が歌う「鳴るは滝の水」の句に因んだ、「鳴るは滝」の地名起源伝承と一体であったと想像される。

安宅の関を通過した義経一行が円居し、酒宴をなした場所は、(安宅)では関から「抜群に程隔た」った山陰とされる。『北国奇談巡杖

記』はその山陰を金沢の、春日社を過ぎたあたりの滝の平岩とし、富樫が酒を持参して駆けつける前には、卯辰山古毘沙門(卯辰八幡宮。現宇多須神社)の社地傍らの一本松に鈴掛(篠懸)を掛けて休息したことや、酒宴の後で一行の忠臣たちが今後の策を練つた場所が今の談義所であるなど、「鳴るは滝」周辺の地に新たな伝説を採取して行つた。そしてさらに、(安宅)では臚化して観客の想像に任せられている富樫の振る舞いの真意を、義経一行と知つて同情、旅の辛苦を慰めるものと決めつけてもいる。

そういう執筆の姿勢を、(安宅)論議のなかで批判するのは容易であるが、しかし『北国奇談巡杖記』は本来、「奇談」の集成を意図していて、著者の北至も自序で「是なん校訂規学のふみにもあらず、昔旅せぬ人のもとに告て、遠き近き海山の景光を知らしめ、あるは道する人の稗ともなれかし」との思いから出版に踏み切つたと述べているし、伴蒿蹊の寄せた序の言葉を借りれば、「あやしくをかきき物がたりども」を採集したことに意義を認めるべきであろう。要するに、右のとおり記述された「奇談」は、「奇談」以外の何ものでもない。そうと分かつていても、「奇談」には「奇談」ゆえの魅力があつて抗しがたく、「鳴るは滝」名所化の動きが時々浮上したようである。

柴野美啓(弘化四年(一八四七)没)著『亀の尾の記』には、

○一本松 高さ十一間一尺あり。井上勘右衛門先祖の塚也。むかしは靈祭に燈籠香花を捧げしと。いつの頃よりかたゞ一本松とて、春秋遊山人多く、茶店をかけ、今は金城名所の其の一つ

なり。或説に、此松は義経の笈かけ松とて、奥州下りの時安宅の関を越、爰地へ遁れるといふ。又一本松は此辺の惣社にして、一針松あるを以ていふと。

○春日社（中略）小滝あり、鳴は滝といふよし。由来不知。

○神田神社 春日山つゞき談議所に在り。（中略）祠の前に清水あり、弁慶の盃洗といふ。又滝あり、鳴は滝といふと、実否覚束なし。今は此滝水にて布を晒し、談議所一村の業となる。

（引用は昭和七年（一九三二）、石川県図書館協会刊本による。）

という記載があり、一本松は金城名所の一つに数えられたが、どうやら眺望のよさを以て遊山の人を集めたことによるらしく、義経が笈を掛けたとの伝承が定説という風でもない（「鈴掛」が「笈」に変わつてもいる）。また神田神社前の清水で弁慶が酒宴の盃を洗つたとの新説も加わり、神田神社は春日社の別称としても用いられたが、美啓の書きぶりでは春日社の北方、談議所村にある鹿島神社を指すようであり、現代まで続く「鳴るは滝」鹿島神社説の始まりが見て取れる。しかしいずれに対しても、美啓は「由来不知」、「実否覚束なし」と述べて懐疑的である。伝承を広く採取し、異説を記述すること、かえって一々の伝承を相対化していると言えるかも知れない。

#### 四 地域伝承と交錯する〈安宅〉注釈史

『北国奇談巡杖記』の著者鳥翠第北至と交渉があり、巻之二の「鳥の地獄」の項に「加賀の麦水老人もこの所に一夜あかして、此松声をき、待ると、予にかたられける。」と名前を出された俳人、堀麦水は『三州奇談』『昔日北華録』等の著作で関連する記述を残しただけでなく、百番の謡曲に独特の注釈を施した『謡俚諺察形子』（安永九年（一七八〇）成る）にも〈安宅〉を収録し、次のような見解を記している。

##### 山路の

円居ハ団欒と書ク。居廻りたる也。此山陰其所知りかたし。里俗曰金沢ノ春日山ノ麓也と。なるハの滝とて今ニ有と云。扱ハ新関ハ必ス松任のあたりに有らんとも覚ゆ。

なるハ滝の水日ハてるとも絶す滔たり

是ハ式三番の詞なり（中略）今ノ世ざんざん浜松ノ歌といふ如クむかしハ何ノ祝言にもなるハ滝の水と諷也。盛衰記ノ額打論にも額を打落してなるハ滝ノ水と云しと記ス。（引用は京都大学附属図書館蔵写本により、私に句点を付した。）

「鳴るは滝」の所在を金沢春日山麓とすると、「抜群に程隔た」つたとはいえ、富樫が追い付ける距離にある関は、安宅より金沢に近い、たとえば松任あたりであったことになる。麦水は新関松任説を提唱しているのではなく、「里俗」に根強い伝承の無理を指摘するのである。その基本姿勢は「此山陰知りかたし」の言に示されている。弁慶は実際に「鳴るは滝の水」音を聞いて歌ったとは思われない。『義経記』の弁慶は、衣川合戦の前にも、鈴木兄弟に囁かせて、



嬉しや水、鳴るは滝の水、日は照るとも、東の方の奴ばらの鎧  
兜を首諸共に、衣川に斬りつけて流しつるかな

と歌い、舞い済まして、一同がどつと笑ったとされる（巻第八、衣川合戦の事）。麦水が謡曲注釈の基準とした『謡曲拾葉抄』（明和九年（一七七二）刊）以来、常識化しているとおり、「鳴るは滝の水」は源平合戦当時の流行歌謡であり、『梁塵秘抄』に歌詞が載る、『平家物語』諸本の額打論や「式三番」（翁）の千歳の舞、〈柏崎〉の狂女の歌舞でも広く知られている。（注7）

麦水同様、『謡曲拾葉抄』の影響下に加賀藩時代の金沢で著された注釈書に佐久間寛台の『謡言粗志』がある（安宅）を含む内百番は文化六年（一八〇九）成立）。藩宝扱いされた清書本（金沢市立玉川図書館蔵）では削除されているが、自筆本（東京都立中央図書館蔵）には、「田居」の注に次のような記述が見られる。

旧記ヲ考ルニ此時義経ノ北国落ハ安宅ヨリ浦伝ヒニテ能州へ出夫ヨリ越中越後出羽奥州へ落ラレタルヤウニ聞ヘタリ。安宅ヨリ能州宝達山ノ麓迄ハ海辺ニテ山アル事ナシ。此山陰ト云モノ何レノ所ニヤ未考。是只此謡ノ作者仮ニ設テ云モノナルベシ。然シテ此ヒト舎リヲ人舎トシテ今能越ノ浦々岩洞ニ義経并弁慶ノコモリタルト云跡所々ニアリ。是又此謡ニ習フテ云ル説ニヤ。人舎ハ一舎ニテ何コニモアレ仮初ニ立寄タル所ナルベシ。又河内郡春日山ノ社内ニ鳴ハ滝ト云所アリ。是則義経等ノ人々舞ヲマヒタル古跡ト北国巡杖記ニ云タレ共此所義経北国落ノ順路ニ非ズ。彼書ニハ何ヲ以テ書タルニヤオボツカナシ。此鳴ハ滝ノ

水ト云ハ古来遊宴ノ節ノハヤシモノト聞ヘタリ。然レバ一所ノ地名ヲ云ベキ謂レナシ。（引用は『金沢市立図書館蔵謡言粗志』翻刻と校異―上巻』により、私に句点を付した。）

安宅から海岸沿いに能登へ向かうとすれば、途中に田居する山陰のないことは、地元の人にはすぐに気が付くことである。寛台の推定どおり、〈安宅〉の作者がそういう場所を仮構したと見るべきであろう。春日山酒宴説はむしろ、白山比咩神社・金劔宮経由とする『義経記』の仮構に拠るとき現実味を帯びる。白山両社から山沿いに北上すれば、その途中に富樫の館があり、宮腰・大野へ赴く右手には春日山が望まれる。

しかし『義経記』には安宅の関の難を描かず、山陰で酒宴をなすとも記していない。富樫の館と宮腰の間にある「みまん堂」（現金沢市久安の御馬神社。二万堂稲荷のこと（注8））で弁慶と義経一行が合流したとする舞の〈富樫〉や〈笈搜〉も同様である。春日山酒宴説派生の淵源は〈安宅〉に認められる。

『義経記』の一行は大野から右折して俱利伽羅を越えて越中に入り、能登は通らない。〈笈搜〉では宮腰で便船を得て、能登の珠洲に到着、珠洲から能登の内浦伝いに越中へ入る。〈安宅〉の場合は、富樫に義経（強力姿）を見咎められた弁慶が、「腹立ちや日高くは、能登の国まで指さうずると思ひつるに」と述べて義経を打擲するが、富樫に聞こえるように能登をめざすと言って、実際はどこを通るつもりであったのか、結末では「虎の尾を踏み、毒蛇の口を、逃れたるこちして、陸奥の国へぞ、下りける」として経路に言及せず、

その逃げ足の疾走感が安宅の関の危難を印象づけている。寛台の知る能越の浦々の義経伝承は、言及がないことで想像力が働いた、(安宅) 享受の所産であるとは、言われるとおりであろう。

春日社の「鳴るは滝」についても、(安宅)の酒宴の場面から、その山陰を義経の経路に求め、たとえば春日社の実景に重ね見る、ということをしたくなるのは、地元の人々の心理としては自然である。『謡曲拾葉抄』をはじめ全国版の注釈書が問題にもしない「鳴るは滝」実在説は、しかしそれを唱える者も、(安宅)の時点で「地名」が成立していたとまで考えるのではなからう。

(安宅)の弁慶は、加賀国内のとある山陰で「鳴るは滝の水」の歌舞を奏した。その山陰は春日山麓を指し、音立てて流れ落ちる滝を背に、歌舞が奏されたとする伝承が派生した。その滝を(安宅)に因んで「鳴るは滝」と呼び、それが地名となって定着するのは、さらに次の段階である。『謡言粗志』が「一所ノ地名ヲ云ベキ謂レナシ」と否定するのは、『北国奇談巡杖記』における古跡としての立項への批判であるが、弁慶が「地名」を歌に詠んだとの理解が始まったかにも読める書き方が注目される。

後年、森田平次は『金沢古蹟志』(明治三十六年(一九〇三)完成)の著述のなかで、義経笈掛松(卯辰山一本松)の伝承の始まりを「此の俗説享保以後よりいひ出でたる妄誕ならんか。」とし、また春日社奥の「鳴るは滝」の「俗伝」の根拠を「享保十二年に撰述せし春日社記」に見いだしている。『稿本金沢市史社寺編』(金沢市役所、大正十二年(一九二三)刊。編纂は本稿冒頭に触れた「謡曲安宅異同

弁に就きて」の筆者、和田尚軒文次郎。)に掲載する享保五年(一七二〇)社記「小坂神社の由来」も同文であり、当時の春日社(神田神社、小坂神社)の公式見解としては、大略、『春日社奥の山中、天賀谷の霊泉を「延年の滝」と称し、この水で醸した酒を神に供える祭りが行われてきた。諸橋大夫(加賀藩御手役者)が猿楽を勤仕した万治三年(一六六〇)の祭礼以来、山上町の鋤屋某が神酒を醸造する習いである。里民の伝えるところ、この滝の水を弁慶が法螺貝に汲み、「鳴るは滝の水」の歌舞を奏したことから、「鳴るはが滝」とも号している。』とのことである。天賀谷の滝は高さ二メートルほど、昭和三十五年(一九六〇)頃に埋められたという。(注9)

春日山酒宴説は『白石神書』が早かった。記録としてはそれにやや遅れて、春日社の周辺で「鳴るは滝」の地名化が進行する。右「社記」には続けて神宮寺の大衆が庶事評議した所が今の談議所村であるとする。その地の鎮守、鹿島神社で「鳴るは滝」が名所化し始めるのは『亀の尾の記』の頃からであった。伝承は両社に分散し、明治三十六年十二月の『能楽』口絵写真には鹿島神社の「鳴るは滝」が紹介され、昭和四年四月二十日、談議所青年会は「石川県十名所義経旧蹟鳴和滝」の石碑を建設する。昭和十七年識語の日置謙『加能郷土辞彙』(昭和五十八年三月の復刻三版による)には、伝承の現況を次のように報告している。

ナルハノタキ 鳴者滝 謡曲安宅に富樫介が義経過関の後追うて之に及び、酒宴ヲ開いて前途の平安を祝したところ、弁慶は立つて舞ひ、『鳴るは滝の水、日は照るとも絶えず整たり。』と

語うたといひ、地方人はその遺跡鳴者の滝あることを盲信してゐる。越登賀三州志には北国巡杖記を引いて、金沢春日社に在る小滝をそれだと書いて居り、春日社は河北郡山上村に属するもので、同社の由緒にも亦同じい事を記してある。近年になつて、更に同郡談議所なる鹿島神社前の小滝であるとして、標柱を立てたりした。いづれ虚構のものではあるが、俗に鳴和の滝と書くのは語義に合はない。

伝承を記述する者は誰もがそれを俗説・俚伝と断り、虚構に基づく附会と批判する。にもかかわらず俗伝はしぶとく増殖を続けていた。森田平次は遺稿『加賀志徴』の「安宅関」の項で、義経が三万騎で籠もつたと伝わる場所が松任にあるとして、「思ふに後世に至り、追々蛇足を添へ其実を失ひ、怪談を偽作するなるべし。」との感想を書き添えているが、俗伝増殖の勢いは批判の有無を確かめるより、記述された事実をむしろ拠りどころとするかに見える。

『謠言粗志』自筆本の「一所ノ地名」は地名先行の誤解を与えないであろうか。また日置謙の右の批判は、『越登賀三州志』が『北国奇談巡杖記』を引いて、あたかもその説を肯定していると読める。しかし前引のとおり、景周は『北国奇談巡杖記』などの説を、「演劇曲辞」による附会の説として退けていた。批判に性急なあまり、記述者の姿勢を見落とす誤りは、こうして批判する側でも犯すことがなかつたであろうか。

長く秘蔵された『謠言粗志』は、明治三十年に至つて、著者の佐久間寛台を大伯父に持った佐久間夢裡によって、その一部が「摘萃」

として北國新聞紙上に連載され、広く存在を知られるようになった。その緒言に、夢裡は、近ごろ謡曲を文学の材として研究する者があり、注釈書の刊行も一、二にとどまらないと述べている。念頭にあつたのは、明治二十四、五年頃に出版された増田于信の『謡曲新評』（三河屋書店）や大和田建樹の『謡曲通解』（博文館）などかと推察されるが、三好保弘の「謡曲安宅考」は（安宅）一番の考察とはいへ、それらに先行し（明治二十一年稿）、『謡曲拾葉抄』の成果（麦水・寛台の著作は写本でしか伝わらず、参照されていない）と地元

の伝承史を踏まえた記述をなしている。その上、新しい文学研究の動向に連なる水準に達しているかの検討は、本稿に取り上げた諸論との比較が、注釈記述の全体について必要となる。「鳴るは滝」の伝承形成一点に問題を絞つた本稿では、その問題に対して三好がどういふ姿勢を示しているを確認するところ、ひとまず筆を擱くことにする。

此ノ富樫ガ酒ヲ携ヘ来リテ弁慶等ニ勸ムルコト作者ノ趣向面白シ。北国巡杖記及ビ白石紳書ニ金沢春日山ノ春日社ニ小滝アリ。此所ニテ富樫酒宴ヲ設ケシ地ナリト記セリ。是素ヨリ此ノ謡曲ニ由テ此ノ如キ事ヲ附会セシ後人ノ妄説ナリ。此ノ頃ノ官道ハ海辺ニアリ。金沢ヲ經過セザルナリ。

三好は『謡曲拾葉抄』が（安宅）の典拠とする『盛長私記』を後人の偽書と退け（稿末の「安宅ノ関ノ事」）、またここでは『越登賀三州志』の見解を読み違えずに継承している。随所で「作者ノ趣向」に着眼し、作品の達成を作品全体で検証しようとしている。そこに

謡曲注釈史の近代の始まりを見てもよいかも知れない。

## 注

- (1) 和田の文章には「戸水翁所談の謡曲安宅異同弁は北國紙上にて一読せり翁の説に拠れば安宅の謡曲は夫の「盛長私記」と「義経記」と二書を参酌混同して成れる趣きなれども僕嘗て喜多村信節がものしたる「筠庭雜録」を見しに左の一節あり翁の所談を補ふに足ると想へば抄して北國紙に寄す」と記されていて、戸水・和戸の両稿が共に北國新聞への寄稿であると知られる。
- (2) 古川久『明治能楽史序説』（わんや書店、昭和四十四年（一九六九）三月）掲載の口絵写真及びその解説参照。
- (3) 〈安宅〉延年之舞の伝授については、安永四年（一七七五）に十代藩主前田重教が時の宝生大夫友通に強要し、友通が家元において一子相伝なにと困惑したという一件が有名である。
- (4) 石川県立歴史博物館『源平合戦と北陸—義経伝説を育んだふるさと—』（平成十七年（二〇〇五）七月刊）では、明治三十五年五月六日・四十二年七月十七日付の北國新聞の記事をもとに「同社（鹿島神社）の滝が義経ゆかりの名所史跡として整備されるようになったのは、明治三十四年八月からである。翌三十五年六月には江戸時代より中断していた鹿島神社の滝開き祭りも再開された。（中略）明治三十五年には滝の前に浴衣を貸す茶屋までたち、金沢の人々から水浴びを楽しむ避暑地として人気を集めた。」と解説している。
- (5) 富田景周は「過安宅浦憶源廷尉」と題する詩（『景周先生小著集』所収）でも「富子読史憾闕文。一齣妄伝演劇場」と歎息している。
- (6) 拙編著『加賀・能登の古典文学』（能登印刷出版部、一九九四年五月刊。藤島秀隆・青山克彌・竹村信治と共編著）にも文化四年刊本を翻刻し、簡単な注を試みている。
- (7) 詞章研究には本田安次「鳴るは滝の水」（『能及狂言考』（能楽書林、昭和五十五年（一九八〇）一月新修再版）所収）、徳江元正「安宅」の小書—延年の囃子詞—（『能楽タイムズ』五二六、平成八年（一九九六）一月）などがある。
- (8) 新日本古典文学大系『舞の本』の〈富樫〉の注では「未詳。現石川県小松市安宅近くにあった堂か。」とするが、富樫の館の北方で、合図の法螺貝の音が聞こえる距離にあることからしても、御馬神社・二万堂稲荷と考えてよいと思われる。なお『謡言粗志』自筆本冒頭にも『武家評林』を引用して、「野々市ト云所二二万堂ト云敷有。此内ニ北方ヲカクシタルト申伝其ヨリ山寄ニ富樫ガ館ト云所有。然レバ関ハ通シ富樫ガ館ヘツレ行タリト見ヘタリ」と記している。
- (9) 注(4)の『源平合戦と北陸』「伝説解説」による。
- 〔付記〕本稿は「平成十七年度科学研究費補助金（基盤研究C）近代能楽史の地方展開」による研究成果の一部である。